

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和8年2月24日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和8年2月24日(火) 午後1時35分より
午後2時28分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1
ウィル福島アクティおろしまち 1階 コンベンションホールB
- 3 出席者 出席保険者 37 保険者
委任状提出の保険者 25 保険者
事務局 8 名

計 70 名
- 4 会議の目的事項

[議決事項]

- 議案第1号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)
- 議案第2号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算(第2号)
A 業 務 勘 定
- 議案第3号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算(第2号)
A 業 務 勘 定
- 議案第4号 令和8年度事業計画
- 議案第5号 令和8年度負担金及び手数料等
- 議案第6号 令和8年度積立資産及び引当資産の処分について
- 議案第7号 令和8年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第8号 令和8年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定
B 国民健康保険診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
D 出産育児一時金等に関する支払勘定
E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第9号 令和8年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
A 業 務 勘 定(後期高齢)

- B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）
- 議案第 10 号 令和 8 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 11 号 令和 8 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定（介護）
 - B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 議案第 12 号 令和 8 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 13 号 令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 14 号 令和 8 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 15 号 令和 8 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 16 号 令和 8 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 17 号 令和 8 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第 18 号 役員の補欠選任について

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 （午後 1 時 35 分）

渡部副会長（只見町長）が次のとおり開会のことばを述べた。

只今より福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしくお願
い申し上げます。

(2) 挨 拶

国保連合会 会長の二本松市長、三保でございます。皆様方にはご多用の中、本日の総
会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別のご理解とご協力を賜り、
重ねてお礼を申し上げます。

さて、少子高齢化や人口減少の進行により、社会保障制度を取り巻く環境が大きく変化
している中、全世代型社会保障の構築に向け、医療及び介護保険制度に対する更なる改革
の検討が進められております。

一方で、各自治体においては、人材不足が深刻化している中、保険者における事務処理
について持続可能なものにしていく必要があります。そのため、社会保障審議会では市町
村の事務負担軽減に向け、国保連合会の役割を強化・活用した自治体支援の在り方の検討

が行われておりますが、本会においても今後の動向について注視して参りたいと存じます。

つづいて、直近の本会の状況ですが、改正予防接種法に基づく予防接種事務デジタル化への対応として、予防接種の費用に係る請求支払業務について、円滑に業務を開始できるよう準備を進めております。

また、基幹業務である審査支払業務については、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、国保総合システムの最適化等を進め、国保中央会とともに引き続き保守・運用費用の削減に努めてまいります。

今後とも質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営によりまして、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいりたい所存でございますので、皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総会は、令和8年度の事業計画及び予算が主な案件となっております。慎重なるご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会のあいさつといたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数	62 保険者
出席保険者数	37 保険者
委任状提出保険者数	25 保険者

(4) 議 事

事務局の推薦により須釜村長（玉川村長）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

[議 決 事 項]

議案第1号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

議案第2号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第2号）

A 業 務 勘 定

議案第3号 令和7年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第2号）

A 業 務 勘 定

ア． 議長が議案第1号から議案第3号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ． 事務局次長兼総務課長が議案第1号から議案第3号について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしくお願いいたします。議案第1号から議案第3号、令和7年度予算、3つの会計の補正につきまして、一括でご説明申し上げます。

総会議案書とは別に、要点をまとめました説明資料①で、ご説明をさせていただきます。説明資料①のさらに最後の4ページをご覧いただきたいと存じます。○のひとつめ、令和5年度にシステム更改を行いました国保総合システムでございますが、開発元の国保中央

会に対しまして、「国保総合システム開発負担金」として、令和4年度と令和5年度の2か年にわたり、総額3億9,000万円あまりを支出しておりました。支払いにあたりましては、保有しておりました減価償却引当資産を処分し、国保業務勘定と後期の業務勘定から按分して支出をいたしました。

下の図、清算イメージをご覧いただきたいと存じます。左側オレンジの枠が減価償却引当資産、右側の緑の枠に各会計を示しておりまして、今ほどご説明しました内容が青の矢印で示す部分となります。左側の資産、国保と後期の資産をそれぞれ処分し、①で右側の国保・後期それぞれの会計に繰り入れまして、②で開発負担金として国保中央会に支出しておりました。

続いて、一度上の説明文、○の二つ目にお戻りいただきたいと存じます。今般、調達にあたっての入札、費用削減に向けた見直し・精査の結果、全国の国保連合会から集めた開発負担金に余剰が生じまして、本県分では2,733万5千円が国保中央会から返還されることとなりました。その清算にあたりましては、現在、毎月国保中央会に支払いをしております「国保総合システムの運用負担金」の支払で相殺されることになっております。再度、下のイメージ図をご覧いただきまして、右側国保中央会から、今度は赤い文字・矢印で示しております、③相殺により、現在支出をしております国保の会計へ返還されます。相殺されたことによって支出が不要となりました今回の2,700万円のうち、当時の按分割合によりまして、赤字の④の矢印のとおり、国保資産へ1,200万円、後期の資産へ1,500万円それぞれ積立・積戻しをさせていただきます。

なお、国保の会計から国保の資産へはそのまま積戻し・積立を行えますが、国保会計に返還されました後期分資産につきましては、直接資金移動ができませんので、赤字の④⑤で示すとおり、一般会計を経由、国保から一般会計へ繰り入れ、更に後期会計へ繰り出し・繰り入れを行いまして、最終的に後期会計から後期資産へ積立、積戻しを行うというものでございます。

資料1ページから3ページには、今ほどご説明いたしました、国保・後期、そして一般会計の増減補正額、補正理由などを記載しておりますが、こちらでの改めでの説明は省略いたしまして、今ほどの流れ、イメージの説明をもって、議案第1号から議案第3号、令和7年度各会計歳入歳出補正予算についてのご説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

ウ． 議長が議案第1号から議案第3号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第4号 令和8年度事業計画

議案第5号 令和8年度負担金及び手数料等

ア． 議長が議案第4号及び議案第5号について事務局に説明を求めた。

イ． 参与兼事務局長が議案第4号及び第5号について次のとおり説明を行った。

それでは、議案書の13ページからとなります議案第4号「令和8年度事業計画」並び

に議案第5号「令和8年度負担金及び手数料等」について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、「令和8年度事業計画」につきまして議案書の14ページをご覧ください。

第1の基本方針でございますが、『第3次中期経営計画』に基づき、記載の3つの基本方針を定めております。また、令和8年度は中期経営計画の中間の年にあたり、計画の進捗等を踏まえ、具体的な取り組み事業を第2の重点事業として記載しております。

重点事業をご覧ください。基本方針の1「保険者事業運営の支援」の(1)審査基準の統一と円滑な支払業務の実施のア、審査の平準化に向けてでございますが、令和4年から開始いたしました審査基準の統一は、8割ほど精査が終わっておりまして、現在は、残り分と随時追加となる項目の精査に取り組んでいるところでございます。統一いたしました項目に対し、審査委員の間で差異がないよう周知を図ってまいります。また、イの円滑な審査支払業務の実施として、令和8年度は診療報酬改定の年でございますので、その対応を実施してまいります。また、4行目に県外分診療報酬の全国決済における運用スケジュールの見直しとございますが、これは、住民の方が県外で医療機関を受診された際のレセプトについて、支払のため該当国保連合会の間で、交換処理を行うスケジュールのことでございます。交換処理に時間を要するため、医療機関の受付から支払いまでタイトなスケジュールとなっております。それに伴い、近年、多発しております災害発生時に医療機関からのレセプト提出が間に合わない場合、受付期間を延長できないという課題がございます。その対応といたしまして、受付期間の延長を主として、他の処理も効率的に行われるよう見直しを実施するものでございます。次に15ページをご覧ください。

(2)の健診受診率・保健指導実施率の水準と保健指導の質の向上への支援では、ア〜カまで6つの取り組みがございます。始めに、アの第3期データヘルス計画のPDCA取組に対する継続的支援でございますが、令和8年度は保険者にてデータヘルス計画に係る中間評価を行うこととなっておりますので、評価が円滑に進むよう研修会、経年データの提供、意見交換会などを実施してまいります。

次に、一番下段にありますカのKDB補完システムの調査及び協議でございますが、KDBシステムは現在、保険者にて傾向把握などに多くご活用いただいておりますが、より深く被保険者個々の分析を行う際には、具体的なデータの抽出、加工等に時間を要するなどの課題がございます。その対応として、KDBシステムを補佐するシステムを福島県の標準システムとした導入に向け、協議を実施してまいります。次に16ページをご覧ください。

基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」は5つの事業がございますが、(1)の柔道整復療養費の適正化をご覧ください。アの面接確認の実施でございますが、本会柔道整復療養費審査委員会では、長期間にわたるものや、頻回また、画一的な請求をしている場合、注意を促しておりますが、再三の注意にもかかわらず改善されない場合、面接を行い、事実確認を実施いたします。本年度は現時点で1施術所に対し実施し、改善を求め適正な請求を促しております。8年度も同様に実施してまいります。また、エに記載の通り、各月に発生する申請書の返戻や請求内容に対する注意書を取りまとめ、各施術所へ

留意事項として提供してまいります。

次に、17 ページをご覧ください。一番下にあります、(5) 予防接種事務、デジタル化に伴う請求支払業務の準備をご覧ください。医療DXの推進のひとつであります予防接種事務デジタル化について、令和8年6月よりシステム運用が開始され、全国でこの業務が始まってまいります。本県でも8年度末より対応する保険者がございますので、委託契約の調整、運用テスト、説明会など円滑な業務開始に向けた準備を進めてまいります。18 ページをご覧ください。

次に、基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」では2つの事業がございますが、(1) 職員の資質向上及び人材育成をご覧ください。本会の業務遂行においてもっとも大切である職員について、多種多様なニーズを捉え保険者支援策を提案できるよう育成するため、それを行う管理職についても育成力の向上を図ってまいります。また、イの効果的な人事考課の見直し、ウの外部コンサル及び研修の活用を行い、職員及び組織の成長を目指してまいります。

次に、19 ページをご覧ください。ここからは第3基本事業として、基本方針ごとに各課の事業を記載しております。令和8年度も国保を取り巻く環境の変化に対応しつつ、より一層保険者支援に取り組み、重点事業、基本事業ともに確実に実施してまいります。議案第4号の説明は以上となります。

続きまして、議案書の23 ページをご覧ください。議案第5号「令和8年度負担金及び手数料等」につきまして、改定及び削除いたしたい手数料についてのみご説明申し上げます。なお、改定したい手数料等には下線を、削除いたしたい手数料等には取り消し線を引いております。

1枚おめくりいただいて、24 ページをご覧ください。はじめに、項番の1一般負担金でございますが、中期経営計画における財政運営計画に基づきまして、先に開催いたしました国保問題調査委員会及び国保主管課長会議にてご説明申し上げますが、近年の少子高齢化や被用者保険の適用拡大により、国保被保険者は約1万人ずつ毎年減少しております。歳入も同様に減少いたしております。そのような中で、安定した業務運営を継続させ、保険者サービスの提供、また、より一層の保険者支援を実施するための財源確保として、1の平等割は、1保険者12万円を20万円に、2の国保被保険者数割は国保被保険者一人当たり368円を400円にそれぞれ引き上げたいものでございます。

次に、25 ページの中ほどにあります、項番4の共同電算処理手数料をご覧ください。表の2段目の医療費通知資料作成でございますが、これは住民の方へ受診された時の医療費などをお知らせするものでございまして、本年までは保険者毎に希望する回数分を作成しておりましたが、令和8年度より、福島県による医療費通知実施の標準化に伴いまして、作成回数を年1回とする統一が行われます。これによる作成枚数の減少、また、作成に係る原材料費・人件費の高騰による委託料の増加のため、1通あたり40円50銭から引き上げ43円といたしたいものでございます。

次に項番5の介護保険につきまして、26 ページの(2) 介護保険、保険者共同処理手数

料をご覧ください。表の上から3段目にございます、介護給付費圧着封筒作成処理につきまして、業務廃止に伴い削除いたしたいものでございます。次に、27ページをご覧ください。

項番 15 の後発医薬品使用促進のお知らせ作成料についてでございます。これは、後発医薬品またはジェネリック医薬品というほうが聞きなれていらっしゃるかと思いますが、処方された医薬品について、まだジェネリック医薬品を使用していない場合に、ジェネリック医薬品に切り替えた時の自己負担額を住民へお知らせするものでございます。こちら、やはり国保被保険者数の減少があり、また、福島県はジェネリック医薬品の普及がかなり進んでおり、一番進んでいる保険者では約 95%で、県平均でも 91%でございます。そのため、差額通知書作成対象者が減少しております。この2つの要因が重なり、大幅に作成件数が減少しており、それに加え作成に係る原材料費・人件費の高騰による委託料の増加もございまして、1件当たり 109 円引き上げ 150 円といたしたいものでございます。

次に、項番 18 の国保情報集約システム手数料でございますが、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により、毎年度手数料をお示ししております。令和 8 年度は、積立を含む国保中央会への負担金は減額となりますが、こちら被保険者数の減少により、現行 8 円 55 銭から引き上げ、8 円 70 銭といたしたいものでございます。

次に、項番 20 国保データベース (KDB) システム負担金をご覧ください。こちらは、システムの運用費用などをご負担いただいているものでございしますが、令和 8 年度は、人件費高騰による運用保守業者への委託料等が引き上げられ、国保中央会への負担金が増額となります。そのため、(1) の福島県は 179,000 円を 197,000 円に、(2) 福島県を、除く保険者及び (3) の後期高齢者医療広域連合は一人当たり 29 円 68 銭を 34 円 10 銭に、また、(4) 介護保険者は、介護第一号被保険者一人当たり 2 円 46 銭を 2 円 48 銭にそれぞれ引き上げたいものでございます。

只今ご説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、本年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第 4 号並びに議案第 5 号について一括してご説明いたしました。負担金等につきましては、保険者財政の厳しい中とは存じますが、今後の保険者支援業務推進のため、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 4 号及び議案第 5 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第 6 号 令和 8 年度積立資産及び引当資産の処分について

議案第 7 号 令和 8 年度一般会計歳入歳出予算

議案第 8 号 令和 8 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業 務 勘 定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第9号 令和8年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定(後期高齢)

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定(後期高齢)

議案第10号 令和8年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第11号 令和8年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定(介護)

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定(介護)

議案第12号 令和8年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定(障害者総合支援)

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第13号 令和8年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定(特定健診・特定保健指導)

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第14号 令和8年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第15号 令和8年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第16号 令和8年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第17号 令和8年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア. 議長が議案第6号から議案第17号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局次長兼総務課長が議案第6号から議案第17号について次のとおり説明を行った。

議案第6号から議案第17号までの令和8年度予算関連の議案につきまして、一括でご説明させていただきます。議案書29ページをお開き願います。議案第6号でございますが、さらに1枚おめくりをいただきまして、この議案は、令和8年度の当初予算に繰り入れをするために、別途保有しております本会の各種資産を処分することについて、認定を求めるものでございます。本会が保有します4つの資産すべてについて、それぞれ処分を行います。

1つ目に、財政調整基金積立資産、処分金額は2,000万円でございます。こちらは、事業運営上の不測の事態による収入減に備えた資産でございまして、令和8年3月末時点で各会計に総額約2億5,700万円ほどを保有することになりますが、令和8年度当初予算において、収支・財務状況に懸念がございまして一般会計へ1,500万円、介護保険特別会計へ500万円の補填を想定し、予め繰入を行います。

続いて2つ目の減価償却引当資産は、1億6,983万5,000円を処分させていただきます。令和8年度に予定をしておりますシステム機器の調達、国保中央会への負担金支出のために資産を取り崩しまして、各会計での費用支出に充てることといたします。

3つ目は、ICTを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産でございまして、こちらも高額化するシステム運用関連経費の一部に充てさせていただき目的で4,000万円、国保・後期それぞれ2,000万円を処分させていただきます。処分年月日は令和8年4月1日付け、各会計に繰り入れまして、支出に備えさせていただきます。

最後4つ目は、退職給付引当資産でございます。処分金額4,800万円を、処分金の使途は8年度退職予定者への退職手当支給のためでございまして、令和8年4月1日に処分をし、退職金特別会計へ繰り入れ、退職金支給に充てる予定でございます。

なお、おとなり31ページに、会計別に管理をしております3つの資産については、その処分する金額の内訳を参考として載せておりますので、のちほどご参照いただければと思います。

以上が議案第6号、資産の処分について、説明をさせていただきました。ご認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号から議案第17号までの11の議案につきましては、議案書とは別にごございます説明資料②をご準備いただきまして、こちらで予算の概要、ポイントをしぼってご説明させていただきます。説明資料②の1ページをお開き願います。

福島県国保連合会令和8年度当初予算でございます。令和8年度予算総額は、6,928億8,917万6,000円、前年度比100.84%、額にしまして57億5,932万2,000円増の当初予算となりました。

中ほどに、各会計の当初予算一覧を掲載しております。令和8年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、そのうち5つの特別会計は15の勘定で経理いたしましたしまして、それぞれ左から8年度予算、7年度予算、前年度比を記載しております。会計ごとの詳細な説明は省略いたしますが、資料の下、枠で囲いました、当初予算の状況についてまとめております。

本会の予算総額約6,928億円うち、99.5%、約6,893億円は「保険者からの納入を受けまして、医療機関・介護事業所等へ支払うこととなる」受け払いを管理します各支払勘定の予算となっております。○の2つ目、上の一覧表の項番4にあたりますが、国保の診療報酬は、被保険者数の減、レセプト件数の減少を見込みまして、前年度比約3%、約40億円の減となっております。その一方で、○の3つ目、項番10後期高齢者の診療報酬につきましては、高齢者数、レセプト、それぞれ増加傾向であり、前年度比約29億5,000万円の増となっております。さらに、4つ目の○となりますが、ここ数年特徴的な数字となっておりますが、項番19の障害サービス給付費の直近の受給者数、レセプト件数の伸び率などから見込みました結果、前年度を大きく上回り、12.58%、約71億円という大きな増加という予算となっております。

続いて、2ページをご覧ください。1. 主要会計の概要でございます。今ほどご説明いたしました診療報酬等の受払い分を除きまして、保険者からの負担金及び手数料を財源とする本会の業務運営を経理いたします主要7会計の予算でございます。ページ上の枠で囲っております、本会の主要7会計の令和8年度当初予算は30億6,575万7,000円、前年

度比 90.82%、額にしまして 3 億 980 万 1,000 円の減となっております。その下に、主要会計ごとの前年令和 7 年度予算との比較を載せてございます。会計ごとに若干の増減の差は見られますが、傾向的には全体的にそれぞれ前年度比で予算規模は縮小となっております。

なお、この主要会計の予算額につきましては、表の下に米印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定におきましても、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う受け払いの一部を経理しておりますが、純粹に業務運営にあたる予算のみの集計資料とするため、記載の受け払い分を除いた数字としております。そのため、本資料 1 ページに記載の予算額とは数字が異なる会計がございますので、ご留意いただければと存じます。

その下、前年度と比較をして大きく増減をさせております主な要因となっているもの、会計ごとにいくつか挙げさせていただいておりますが、一番下に、主要会計全体の状況をまとめております。

一つ目はシステム関連、開発や運用に携わるエンジニアへの委託単価の高騰、製品単価の高騰によります国保中央会への負担金、そして令和 13 年度の次期システム更改に向けました積立額がそれぞれ増加しております。

○の二つ目は予算減、マイナス要因でございますが、令和 7 年度に大きなシステム更改、パソコンの入れ替えなどが完了しまして、8 年度にはそういった大幅な歳出が予定されていないことから、約 9% の 3 億円程度の予算縮減が図られております。

1 枚おめぐりいただきまして、今ほどの主要会計につきまして、左側 3 ページに歳入、右側 4 ページに歳出、それぞれの項目、会計ごとの内訳を載せております。それぞれ特徴的なところ、資料下の状況の枠にまとめておりまして、いくつかご説明いたします。

まず一つ目の○ですが、上の表の項番 1 にあたります一般負担金、先ほどご承認いただきましたが、単価引き上げによりまして、約 1,000 万円の歳入増となっております。

○の二つ目、項番 2 手数料につきましては、後期高齢者医療分、レセプト件数増によりまして、審査支払手数料、共同電算手数料を合わせて約 2,400 万円の増を見込む一方で、国保の被保険者減、レセプト減によりまして、約 6,000 万円の減、審査支払手数料で約 2,300 万円、共同電算処理手数料で 3,600 万円、の歳入減を見込んでおります。

それから○の最後、項番 6 は積立金繰入金でございますが、先ほどもお伝えしましたとおり、令和 7 年度に比べましてシステム更改等が少なく、減価償却資産の取り崩しが大幅に減少いたしまして、約 2 億 9,000 万円の減額となっております。

続けて 4 ページが歳出の状況、同じく資料下の状況にまとめております。項番 5、6 委託料及び備品購入費は、今ほど歳入で述べましたとおり、各種システム更改や端末調達等がなくなり、前年度比で 3 億 3,000 万円ほど減少しております。

項番 7、負担金補助交付金につきましては、国保総合システム運用負担金、後期審査支払システム運用負担金など、国保中央会への負担が増加しておりまして、全体で約 5,000 万円の増、項番 8 積立金は、先ほど触れました令和 7 年度機器更改等による資産取得に伴います新たな減価償却積立、また、令和 13 年度に向けました次期システム開発負担金費

用に充てる I C T 等積立資産確保のため、約 7,000 万円が増となっている状況でございます。

以上が、令和 8 年度各会計の当初予算、概略についてご説明させていただきました。

最後、資料 5 ページをご覧ください。議案第 17 号令和 8 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入れ金についてのご説明でございます。こちらは、国保法に定められました本会総会の議決事項となります、不測の事態に本会が借入れをする際の条件等について、予め承認をいただきたいものでございます。

令和 8 年度、本会が行うことになった場合の一時借入金につきましては、項番 1 に記載の 10 の会計勘定においてそれぞれ記載の限度額で、また、借入条件につきましては項番 2 から 6 に記載の 5 つの条件にて、行うものでございます。なお、一時借入が保険者に起因する、といった場合、利息につきましては、保険者負担、とさせていただきます。

以上、議案第 6 号から議案第 17 号までの令和 8 年度当初予算関連議案につきまして一括でご説明をさせていただきました。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ウ．議長が議案第 6 号から議案第 17 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第 18 号 役員の補欠選任について

ア．議長が議案第 18 号について事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第 18 号について次のとおり説明を行った。

議案第 18 号「役員の補欠選任について」ご説明申し上げます。議案書の 133 ページをご覧ください。

前役員 2 名の退任に伴い、欠員が生じたため本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条に基づき、補欠役員を選任いたしたいものでございます。

選任する役員は、県北地区部会からご推薦いただきました馬場雄基福島市長及び浜通り地区部会からご推薦いただきました伊澤史朗双葉町長でございます。役員の任期は、本日から令和 9 年 3 月 31 日まででございます。

以上、議案第 18 号についてご説明いたしました。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 18 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

(5) その他

ア．議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

その他、連絡事項といたしまして、3 点ご連絡させていただきます。1 点目は、本会の参与兼事務局長の委嘱期間延長についてのご報告でございます。本会の事務局長でございますが、参与としての任期、委嘱期間が、本年 3 月末をもって満了となります。

つきましては、本会の「参与の委嘱に関する要綱」に基づきまして、去る2月3日、三保会長のご承認をいただき、本年4月から令和9年3月末までの1年間、任期を延長することといたします。なお、役職名は引き続き「参与兼事務局長」となります。1点目の報告は以上となります。

続きまして2点目は、来月3月に書面表決による理事会を開催させていただき、議決、ご承認を賜りたい案件2点について、事前にご報告をさせていただきます。

1点目は、本会の林常務理事の退任、もともと今年度、令和7年度で任期満了でしたが、退任に伴います、次期常務理事の選任についてでございます。

本来であれば、先ほどの議案第18号、役員の補欠選任において、次期常務理事の選任もご承認いただくべきところではございました。しかしながら、慣例によりまして、福島県の人事当局へ人選ご紹介の依頼をしておりますが、4月からの後任の人事について未だ決定のご連絡をいただけない状況でございます。県からの決定のご連絡をいただきましたら、書面による理事会でご承認を賜ることといたしますので、ご理解いただけますよう、お願いいたします。

もう一点は、予防接種事務のデジタル化に係る対応となります。その他説明資料といたしまして、昨年11月に国保担当課長様にご説明いたしました資料を配布させていただきました。本資料の詳細説明は省略をさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症への対応で浮き彫りになりました様々な課題を踏まえまして、令和4年に予防接種法が改正されまして、自治体では令和8年度から、順次、システムを構築し、予防接種関連の事務処理について、デジタル化が進められることとなりました。

デジタル化は、マイナンバーカードを活用した接種対象者の管理、接種記録の管理が一元化され、データの利活用が図られることとなりますが、併せて、市町村が支払う医療機関への予防接種費用の請求支払事務を本会が受託できる、ということになっております。そのため、業務受託にあたりまして、本会の規約の改正、特別会計の新設、各会計関連規則等の制定が必要となりますが、こちら、国からの正式通知が間に合わず、今回の2月理事会・総会への上程が叶いませんでした。

従いまして、以上の2点、役員の選任と規約の改正について、書面による理事会で議決をいただきたくことについて、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、いずれの議案も、本来であれば総会での議決まで必要な事項でございますが、今後、年度末のお忙しい中を何度もご参集いただくこと、また、時間的な制約もございます、今ほどの議案の主旨をご理解いただきまして、大変恐縮に存じますが、総会による議決事項を専決処分できるとの国保法25条の規定を用いまして、理事会での専決、かつ書面による表決でご承認をいただくことについて、ご理解とご了承を賜りたくお願いを申し上げます。

最後にもう一点、ご案内を申し上げます。資料の最後になります、カラー刷りの1枚もの、国保連合会からのお知らせをご覧いただきたいと存じます。1つ目、国保トップセミナー開催のご案内でございます。市町村長、国保組合理事長を対象とし、国保事業の発展

と安定運営を目的とした、トップセミナーでございます。

震災以降、開催を見送っておりましたが、昨年 15 年ぶりの開催となりました。昨年は厚労省の唐木国保課長の基調講演のほか、毎朝のテレビでもおなじみの気象予報士、天達さんを招いて、気象災害への備えについて講演いただきまして、ご参加いただいた皆様からもたいへん好評をいただきました。

来年度は、「地域を元気に」をテーマに、先進事例等、日々の生活に、そして行政運営の参考としていただけるセミナーとなるよう、企画・検討しております。7月24日、金曜日の開催でございます。

続きまして、国保制度改善強化全国大会についてでございます。全国から市町村長等が一堂に会しまして、国保制度の安定運営、医療提供体制の確保に向けた支援などについて、国に求める決議を採択し、その後、国会議員への陳情活動を展開いたします。

様々な直面する課題、生の声を直接届けることができる機会でございます。こちらは 11月20日、金曜日、東京都、砂防会館での開催となります。

皆様、公務たいへんお忙しい中とは存じますが、どちらもぜひ今のうちにご調整をいただきまして、ご参加いただきますようご案内させていただきます。

以上、最後にその他として3点、ご連絡をさせていただきました。何卒ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

ウ. 議長がその他の事項について、質問・意見等がないか発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉会（午後2時28分）

高橋副会長（桑折町長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

ご提案いたしました議案について、原案のとおりご承認をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和8年2月24日（火）福島市鎌田字卸町10番の1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和8年3月24日

議事録署名人

須釜 泰一

Ⓜ